

## 長岡市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市西陵の森条例（平成8年長岡市条例第19号）第12条第1項の規定により令和7年度長岡市西陵の森の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田 達伸

### 1 開園時間

午前9時から午後5時まで（ただし、入場券販売は午後4時30分まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に延長し、又は短縮することができる。

### 2 休園日

11月17日から翌年の3月6日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

### 3 開園時間及び休園日を定める期間

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）